

高知県スポーツ振興推進本部設置規程の一部を改正する訓令新旧対照表

改正後	改正前
<p>○高知県スポーツ振興推進本部設置規程 平成29年5月26日訓令第7号・教育委員会訓令第8号 本庁 各出先機関 教育委員会事務局 教育委員会事務局各事務所</p> <p>改正 令和3年4月1日訓令第8号・教育委員会訓令第6号</p> <p>高知県スポーツ振興推進本部設置規程を次のように定める。 高知県スポーツ振興推進本部設置規程 (設置)</p> <p>第1条 県民がスポーツを通じて健やかで心豊かに、支え合いながら生き生きと暮らすことを目指して、本県のスポーツ振興施策を関係部局の連携のもとで推進をするため、高知県スポーツ振興推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。 (構成)</p> <p>第2条 推進本部の構成員は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 本部長 (2) 副本部長 (3) 本部次長 (4) 本部員</p> <p>2 本部長は、知事をもって充てる。 3 副本部長は、副知事をもって充てる。 4 本部次長は、<u>観光振興スポーツ部長</u>をもって充てる。 5 本部員は、<u>総合企画部長</u>、総務部長、健康政策部長、子ども・福祉政策</p>	<p>○高知県スポーツ振興推進本部設置規程 平成29年5月26日訓令第7号・教育委員会訓令第8号 本庁 各出先機関 教育委員会事務局 教育委員会事務局各事務所</p> <p>改正 令和3年4月1日訓令第8号・教育委員会訓令第6号</p> <p>高知県スポーツ振興推進本部設置規程を次のように定める。 高知県スポーツ振興推進本部設置規程 (設置)</p> <p>第1条 県民がスポーツを通じて健やかで心豊かに、支え合いながら生き生きと暮らすことを目指して、本県のスポーツ振興施策を関係部局の連携のもとで推進をするため、高知県スポーツ振興推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。 (構成)</p> <p>第2条 推進本部の構成員は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 本部長 (2) 副本部長 (3) 本部次長 (4) 本部員</p> <p>2 本部長は、知事をもって充てる。 3 副本部長は、副知事をもって充てる。 4 本部次長は、<u>文化生活スポーツ部長</u>をもって充てる。 5 本部員は、総務部長、健康政策部長、子ども・福祉政策部長、産業振興</p>

改正後	改正前
<p>部長、<u>文化生活部長</u>、産業振興推進部長、商工労働部長、土木部長及び教育長をもって充てる。ただし、本部長が必要があると認めるときは、他の理事又は部局長を本部員とすることができる。</p>	<p>推進部長、<u>中山間振興・交通部長</u>、商工労働部長、<u>観光振興部長</u>、土木部長及び教育長をもって充てる。ただし、本部長が必要があると認めるときは、他の理事又は部局長を本部員とすることができる。</p>
<p>(職務)</p>	<p>(職務)</p>
<p>第3条 本部長は、推進本部を代表し、その事務を統括する。</p>	<p>第3条 本部長は、推進本部を代表し、その事務を統括する。</p>
<p>2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。</p>	<p>2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。</p>
<p>3 本部次長は、本部長の命を受け、推進本部の連絡調整に関する事務その他特命に係る事務を処理する。</p>	<p>3 本部次長は、本部長の命を受け、推進本部の連絡調整に関する事務その他特命に係る事務を処理する。</p>
<p>4 本部員は、本部長の命を受け、それぞれの職務に応じて推進本部の事務に参画するものとする。</p>	<p>4 本部員は、本部長の命を受け、それぞれの職務に応じて推進本部の事務に参画するものとする。</p>
<p>(所掌事務)</p>	<p>(所掌事務)</p>
<p>第4条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。</p>	<p>第4条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。</p>
<p>(1) 高知県スポーツ推進計画の推進に関すること。</p>	<p>(1) 高知県スポーツ推進計画の推進に関すること。</p>
<p>(2) スポーツ振興施策の検討及び推進に関すること。</p>	<p>(2) スポーツ振興施策の検討及び推進に関すること。</p>
<p>(3) 前2号に掲げるもののほか、スポーツ振興施策に関連する重要事項に関すること。</p>	<p>(3) 前2号に掲げるもののほか、スポーツ振興施策に関連する重要事項に関すること。</p>
<p>(プロジェクトチーム)</p>	<p>(プロジェクトチーム)</p>
<p>第5条 本部長は、推進本部の所掌する事務を効率的に処理するため、推進本部の下にプロジェクトチームを設置することができる。</p>	<p>第5条 本部長は、推進本部の所掌する事務を効率的に処理するため、推進本部の下にプロジェクトチームを設置することができる。</p>
<p>2 プロジェクトチームの名称、所掌事務、構成員等は、本部長が定める。</p> <p>(事務局)</p>	<p>2 プロジェクトチームの名称、所掌事務、構成員等は、本部長が定める。</p> <p>(事務局)</p>
<p>第6条 推進本部の事務を処理するため、推進本部に事務局を置く。</p>	<p>第6条 推進本部の事務を処理するため、推進本部に事務局を置く。</p>
<p>2 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局職員を置く。</p>	<p>2 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局職員を置く。</p>
<p>3 事務局長は、<u>観光振興スポーツ部</u>スポーツ課長をもって充てる。</p>	<p>3 事務局長は、<u>文化生活スポーツ部</u>スポーツ課長をもって充てる。</p>
<p>4 事務局次長は、<u>観光振興スポーツ部</u>スポーツ課課長補佐（2人以上あるときは、本部長が指定した者とする。）をもって充てる。</p>	<p>4 事務局次長は、<u>文化生活スポーツ部</u>スポーツ課課長補佐（2人以上あるときは、本部長が指定した者とする。）をもって充てる。</p>
<p>5 事務局職員は、<u>観光振興スポーツ部</u>スポーツ課の職員をもって充てる。</p>	<p>5 事務局職員は、<u>文化生活スポーツ部</u>スポーツ課の職員をもって充てる。</p>

改正後	改正前
<p>(雑則)</p> <p>第7条 この訓令に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。</p> <p>附 則</p> <p>この訓令は、平成29年5月26日から施行する。</p> <p>附 則 (令和3年4月1日訓令第8号・教育委員会訓令第6号)</p> <p>この訓令は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (令和6年4月1日訓令第8号・教育委員会訓令第9号)</p> <p>この訓令は、令和6年4月1日から施行する。</p>	<p>(雑則)</p> <p>第7条 この訓令に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。</p> <p>附 則</p> <p>この訓令は、平成29年5月26日から施行する。</p> <p>附 則 (令和3年4月1日訓令第8号・教育委員会訓令第6号)</p> <p>この訓令は、令和3年4月1日から施行する。</p>